

御浜町条件付き一般競争入札参加者注意事項

御浜町の条件付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次のことを遵守しなければならない。

- 1 入札参加者は、仕様書・図面等（以下「入札関係種類」という。）を熟覧のこと。この場合、入札関係書類等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 2 入札書の提出と開札
 - (1) 入札参加者は、入札参加資格者であることを証する資格審査結果通知書を提示した後、入札書を提出すること。
 - (2) 入札書の宛名は町長宛とし、1件ごとに作成して封書のうえ、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ）自ら投函すること。
 - (3) 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出すること。この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して代理人の氏名を記載し押印する。なお、代理人が入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人の住所、名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出を必要としない。
 - (4) 開札は入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。
- 3 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 5 入札の中止等
 - (1) 入札参加者が談合し、又は不穩の言動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させない。又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
 - (2) 天災、その他やむを得ない理由により入札を行うことができないときは、当該入札を延期、又は中止することがある。
- 6 入札執行回数は、原則として2回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、打ち切りとする。
- 7 次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とする。なお、(8)に該当する入札については、その回のみ無効とし、再度入札については参加できる。
 - (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
 - (3) 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
 - (4) 入札に際して連合等不正行為があったとき。
 - (5) 入札保証金の額が御浜町契約規則第17条第1項に規定する額に満たないとき。
 - (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - (7) 入札者がその提出した入札書の書換え、引替え又は、撤回をしたとき。
 - (8) 入札書の金額、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は、金額を訂正した入札をしたとき。
 - (9) 入札の際、一人だけで他が全部不参加であったとき。
 - (10) その他町長があらかじめ指示した事項に違反したとき。
- 8 次の各号の一に該当するときは、その者は失格とする。
 - (1) 入札金額が、前回の入札における最低価格と同額以上の入札をした場合は、失格とする。
 - (2) その他入札に関する条件に違反し、又は適正な入札の執行を妨げた者は、失格として入札には参加できない。
- 9 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。なお、この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 10 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、建設業法第26条の規定に基づく技術者を配置しなければならない。なお、同条第3項に定める政令第27条に規定する額以上の工事を施工する場合は専任の技術者を配置しなければならない。